

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は「社会に役立つ企業づくり」を経営理念とし、企業経営活動の維持向上の指針として「労使の信頼」、「品質の向上」、「商品の開発」、「収益の確保」を掲げ、これらを経営上の最も重要な課題として位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-2)

株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知の早期発送を検討してまいります。

また、招集通知発送より前にウェブサイトなどで電子的に公表しておりませんが、今後、発送前の公表についても検討してまいります。

(補充原則1-2-4)

機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供は必要と認識しております。議決権電子行使プラットフォームの利用については、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら検討いたします。同様に、招集通知の英訳についても外国法人等の持分が少ないため、今後の比率増加を勘案して判断いたします。

(原則1-4 いわゆる政策保有株式)

(政策保有に関する方針)

当社は、中長期的な視点に立ち、事業戦略の重要性、今後の営業展開、事業上のシナジーなどを総合的に勘案し、必要と認める会社の株式を保有しております。

当社では個別の政策保有株式について適宜見直しを行っており、保有意義が認められない場合は縮減を進めております。

(議決権の行使の基準)

投資先の経営方針を尊重したうえで、中長期的な企業価値の向上や、株主還元姿勢、コーポレートガバナンス及び社会的責任などを勘案し、議案ごとに内容を確認し議決権の行使を判断します。

検証内容の開示については今後の検討課題として認識しております。

(補充原則3-1-2)

株主における海外投資家の比率等から鑑みて、現在のところ英語での情報開示を予定しておりませんが、今後、海外投資家の比率等に変化が生じた場合には、英語での情報開示を検討してまいります。

(補充原則4-2-1)

当社の取締役の報酬(監査等委員を除く)は取締役全員の報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しております。

現時点でインセンティブの付与は実施しておりません。今後、中長期的な業績等と明確に連動するような報酬制度を必要に応じて検討してまいります。

(補充原則4-3-2)

当社では、最高経営責任者(代表取締役社長)の選任にあたっては、一律の評価基準や選任要件を定めておりませんが、会社業績等を踏まえた最高経営責任者の機能を保有しているかについて、独立社外取締役を含めた取締役相互で協議を行い、その協議結果に基づいて取締役会にて最高経営責任者の指名を行っております。

(補充原則4-3-3)

当社では、最高経営責任者(代表取締役社長)の解任にあたっては、一律の評価基準や解任要件を定めておりませんが、会社業績等を踏まえた最高経営責任者の機能を保有しているかについて、独立社外取締役を含めた取締役相互で協議を行い、その協議結果に基づいて取締役会にて最高経営責任者の解任の決定を行うものとしております。

(補充原則4-10-1)

当社は監査等委員会設置会社を選択しており、監査等委員3名は全員社外取締役であります。これにより監査等委員会の独立性を維持しておりますが、今後、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、より透明性・公正性を確保できるように、独立社外取締役を含めた諮問委員会の設置等、適切な関与・助言を得るための手続きを導入することを検討してまいります。

(補充原則4-11-3)

当社の取締役会については、各取締役の自己評価、相互評価を踏まえ、監査等委員会がその実効性を分析、評価しております。結果の開示については今後の検討課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社の取締役会規程において、関連当事者間の取引を行う場合は取締役会決議事項と定めており、取締役全員にその内容を周知徹底させております。また、関連当事者間の取引の有無について取締役全員に対して事後的かつ継続的にチェック出来るよう、毎年度末に「関連当事者取引に関する確認書」の提出を義務付けさせ、漏れが無いよう万全を期しております。

(原則2-6 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮)

当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入しておりません。

(原則3-1 情報開示の充実)

(1)経営理念や経営戦略、経営計画につきましては、当社のホームページ、または中期経営計画及び有価証券報告書並びに決算短信にて開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については本コーポレートガバナンス報告書及び当社のホームページにて開示しております。

(3)取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については本コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(4)当社の取締役・経営陣幹部として必要な知識、経験、マネジメント能力、コンプライアンス意識等を保有しているかについて独立社外取締役を含めた取締役相互で協議を行い、その協議結果に基づいて取締役会にて次期取締役候補の指名や経営陣幹部の選任を行います。なお、会社業績等の評価を踏まえ、経営陣幹部がその機能を十分に発揮していないと認められる場合、取締役会に先立ち監査等委員に解任について説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて経営陣幹部の解任の決議を行います。

(5)株主総会で取締役の選任議案が付議された際には、各取締役候補の選任理由について株主総会招集通知にて記載しております。また、取締役を任期途中で解任すべき事由が生じた場合には、当該解任議案を提出する株主総会の招集通知にて記載しております。

(補充原則4-1-1)

当社の取締役会は会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定をするとともに、業務の執行を監督する機関としての位置付けで運営されております。また、経営環境に機動的に対応するため重要課題を審議する執行役員会議を経営陣の参加により毎月定期的に実施しております。この企業統治体制の概要については有価証券報告書にて開示しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は東京証券取引所及び会社法が定める基準をもとに、独立社外取締役の選定を行っております。

現在、社外取締役については経営コンサルタント、弁護士、公認会計士としての専門的知見と豊富な経験を有しており、取締役会においても積極的に建設的な意見提供を行っております。

(補充原則4-11-1)

当社の取締役・経営陣幹部として必要な知識、経験、マネジメント能力、コンプライアンス意識等を保有しているかについて取締役相互で協議を行い、その協議結果に基づいて取締役会にて次期取締役候補の指名や経営陣幹部の選任を行っております。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、今後も継続して専門的知識を有する独立社外取締役を2名以上確保し、取締役会としての多様性を保つ体制を構築してまいります。

(補充原則4-11-2)

当社の取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示を行っております。

現在の取締役の兼任状況は、当社の取締役としての役割・責務を適切に遂行するにあたり、必要となる労力を確保するのに適切であると判断しております。

(補充原則4-14-2)

取締役についての研修やトレーニングの方針については、取締役の役割・責務を適切に果たすために各自所属する団体・協会等のセミナーを受講しており、知識向上を図っております。また会計・法務の知識取得のため会計監査人・顧問弁護士等からも研修を受ける体制を構築しており、取締役が役割・責務を適切に果たすために必要とする知識取得のための研修を適宜取締役に提供しております。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、企画管理部内にIRの窓口を設けており、企画管理部管掌役員を中心にIR体制の整備を行っております。経営陣はIR担当者と適宜協議を行い、株主の意見等を踏まえ、中長期的な企業価値の向上に資するように努めております。

IR担当役員はIR・経理財務・法務総務などの役割を担う企画管理部をはじめ、営業本部・生産本部とも連携し、全社横断的なIR活動体制を構築しております。

株主の皆様には、業績状況をはじめ重要な企業情報を当社ホームページで開示を行い、また年2回事業報告書を提供しております。情報開示にあたりましては、取締役およびIR担当者などが中心となって開示内容を精査した上、公正・公平な取組みを推進しております。

日常はIR担当者が株主との対話に努めておりますが、株主の意見等は定期的に整理分析を行い、株主との建設的な対話の手段の充実を図るとともに、経営陣に報告を行っております。

なお、対話に際してのインサイダー情報につきましては、秘密保持誓約書・入社時に行う研修によって管理徹底をしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|--|----------|-------|
| アサヒ衛陶取引先持株会 | 57,100 | 3.61 |
| 株式会社SBI証券 | 51,600 | 3.27 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・75644口) | 46,200 | 2.92 |

| | | |
|--|--------|------|
| 株式会社ケンエレクトロニクス | 38,600 | 2.44 |
| BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA AC77021567-01(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) | 30,400 | 1.92 |
| 日本証券金融株式会社 | 29,700 | 1.88 |
| 町元 孝二 | 27,700 | 1.75 |
| 林 和男 | 26,500 | 1.67 |
| 阿部 五美 | 25,000 | 1.58 |
| 下條 正人 | 21,800 | 1.38 |

| | |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

3. 企業属性

| | |
|---------------------|----------|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第二部 |
| 決算期 | 11月 |
| 業種 | ガラス・土石製品 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

【取締役関係】

| | |
|---|--------|
| 定款上の取締役の員数 | 14名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 7名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 更新 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 | 3名 |

| |
|--|
| 会社との関係(1) 更新 |
|--|

| 氏名 | 属性 | 会社との関係() | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | | |
| 山口 宏一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 中光 弘 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 井関 新吾 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

| |
|--|
| 会社との関係(2) 更新 |
|--|

| 氏名 | 監査等委員 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|-------|-------|------|---|--|
| 山口 宏一 | | | 平成2年4月 株式会社横浜銀行入行 平成13年9月 TOKYO企業情報株式会社(現株式会社TMAC)入社 平成29年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科非常勤講師(現在) 平成30年1月 株式会社YMAC 代表取締役社長(現在) 平成30年4月 株式会社TMAC シニアマネージングディレクター(現在) 平成31年2月 当社取締役(監査等委員)就任(現在) | 社外取締役の山口宏一氏は、金融機関及びコンサルティング会社での業務で培ってきた企業経営やファイナンスに関する豊富な知識・経験を有しております。また、同氏が運営するコンサルティング会社との契約についても終了しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に選定しております。 |

| | | | |
|-------|--|--|---|
| 中光 弘 | | 平成5年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 平成5年4月 中央総合法律事務所入所 平成15年3月 弁護士法人中央総合法律事務所社員弁護士就任 平成20年2月 当社監査役就任 平成24年7月 弁護士法人中央総合法律事務所代表社員弁護士就任(現在) 平成28年2月 当社取締役(監査等委員)就任(現在) | 弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統制におけるの監査を担っていたためであります。なお、中光氏は当社の大株主企業、主要な取引先企業の出身者等には該当いたしませんので、独立した立場からの監督という役割及び機能は十分に確保されていると考えております。 (独立役員の確保の状況) 上記のとおり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に選定しております。 |
| 井関 新吾 | | 昭和56年4月日新監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社 昭和59年3月 公認会計士・税理士登録 昭和62年7月 井関公認会計士事務所開設所長就任(現在) 平成3年6月 株式会社井関総合経営センター代表取締役就任(現在) 平成22年2月 当社監査役就任 平成28年2月 当社取締役(監査等委員)就任(現在) | 公認会計士としての財務会計に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての見識に基づく監査を担っていただくためであります。なお、井関氏は当社の大株主企業、主要な取引先企業の出身者等には該当いたしませんので、独立した立場からの監督という役割及び機能は十分に確保されていると考えております。 (独立役員の確保の状況) 上記のとおり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に選定しております。 |

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|----------------------------|--------|---------|----------|----------|---------|
| 監査等委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし | | | | |

現在の体制を採用している理由

現在のところ監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置しておりませんが、監査等委員会は内部監査室等と連携し、効率的な監査を実施しており、その職務を果たせると考えております。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、補助すべき使用人を配置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、それぞれ独立性を保持しつつコミュニケーションをとるよう心がけております。また、会計監査人より監査等委員会への監査計画及び監査結果についての説明および意見交換を行っております。監査等委員会は内部監査部門である内部監査室と情報交換や内部監査結果の報告を受けるなど連携をとっております。さらに、内部監査室、監査等委員会、会計監査人の三者間でも監査結果の報告や意見交換等を定期的に行い、監査の実効性の向上に努めております。

【任意の委員会】

| | |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【独立役員関係】

| | |
|---|----|
| 独立役員の数 更新 | 3名 |
|---|----|

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

各取締役の報酬額は、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定しておりますので、現時点ではインセンティブの付与は実施しておりません。今後については業績等と明確に連動するような報酬制度を検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

直前事業年度(平成29年12月1日から平成30年11月30日まで)にかかる当社の役員に対する報酬等の額は、以下のとおりであります。
取締役(監査等委員を除く) 4名 34,578千円
取締役(監査等委員)3名 11,000千円(うち社外取締役2名 3,720千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員の報酬の額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)全員及び監査等委員全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が、業績貢献や業務執行状況を勘案して決定し、各監査等委員の報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

更新

社外取締役のサポート体制につきましては企画管理部及び内部監査室が担当し、取締役会等で必要な資料の事前配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会は、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定をするとともに、業務の執行を監督する機関として位置付け、毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催しております。

監査等委員会は毎月1回定期的に開催し、社外監査等委員3名にて監査に関する重要事項について協議・決裁をするとともに、監査等委員は取締役会及びその他重要な会議への出席並びに業務監査等により、取締役の業務の執行を監視しております。

監査等委員にはコンサルティング会社出身者、弁護士、公認会計士と財務・会計・法務に関する十分な知識・知見を有する人員を選任しており、また、内部監査室や会計監査人と連携して監査等委員会の機能強化に努めております。

内部監査室は専任者1名を配置し、監査等委員との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施しております。

また、経営環境に機動的に対応するため、業務運営上の重要課題を審議する取締役、執行役員及び取締役が必要と認められた者により構成される執行役員会議を毎月定期的に開催しております。

平成30年度の会計監査は、OAG監査法人に所属する公認会計士横塚大介氏(継続監査期間1年)、橋本公成氏(継続監査期間7年)が監査を実施し、また、補助者の構成は公認会計士7名、その他1名でありました。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の充実等については、顧問弁護士などの専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を採っております。

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社と会計監査人OAG監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来からコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えておりましたので、監査等委員会設置会社へ移行することにより、社外取締役による客観的・中立な立場からの経営の監視・監督によって取締役会の経営監督機能を強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが可能であると判断したためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|------------------|--|---------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 決算短信、四半期決算短信、事業報告書、その他適時開示資料を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 企画管理部 | |

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況は次のとおりであります。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存及び管理することとする。取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び海外子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、企画管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるように助言・調整を行うとともに、企画管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。取締役、執行役員及び取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項又は全社に関係する重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社及び海外子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念及び行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「海外子会社管理規程」を制定し、海外子会社の管理運営体制を構築している。海外子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反及び不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、海外子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社及び海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社及び海外子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。また、当社及び海外子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社及び海外子会社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務執行に必要なでない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は業務上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び重要な使用人から、個別ヒアリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人及び内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、平成28年2月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が行うことによる監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。内部監査室は、監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、法令に基づき断固たる行動をとり、これらの勢力との一切の関係を排除するものとします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならぬと考えております。他方、当社も上場企業である以上、健全な投資家の皆様が当社の株式を買い付けることは、原則、自由ではありますが、下記2.に記載する当社の経営理念を否定し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策に異を唱える者によって当社に対する買収提案が行われた場合、これを受け入れるかどうかは、その時点における株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様にご判断いただくためには、株主の皆様に必要な情報を提供することが必須です。

また、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、江戸時代享保年間に創業した屋根瓦製造販売業の流れを汲む衛生陶器メーカーで、近年は衛生陶器をコアビジネスとする、サニタリー分野での住宅設備機器を長年に亘り社会に供給してまいりました。当社は、「お客様にご満足いただける商品とサービスを、満足いただける価格で提供する」ことを最優先に、「快適で豊かな暮らし」が実感できる住環境を実現することを経営理念としております。また、地球・環境にやさしいエコ、省エネ、節水商品、人にやさしい福祉、高齢者配慮商品の開発に注力するとともに、ユーザーニーズの変化に対応すべく、機動性を持った海外調達強化を積極的に進めております。さらに、主力商品の多機能洗髪洗面化粧台及び節水型トイレ等の更なる拡充を図るとともに、ユニバーサルデザイン化粧台・住宅リフォーム対応の商品開発を進めております。

以上のように、当社は「水と電気」を使用する、耐久消費財を製造する企業として、「地球環境に優しい(Save water / Save energy)」商品作りを行うことが、企業価値を高めるものと信じております。

具体的な戦略及び施策としては、以下の2点となります。

A 売上の拡充

当社は「オリジナル住宅設備機器の拡販」、「家電量販店向け住宅設備機器の拡販」、「国際事業の拡大」を重点戦略として、販売拡大を図ってまいります。

オリジナル住宅設備機器の拡販につきましては、国内事業において長年培ってまいりましたトイレ・洗面化粧台・温水洗浄便座の製造技術と他社には無い小回りを効かした「もの作り」による商品提案力の強化、また平成27年10月に立ち上げましたベトナム工場の稼働力を活用したオリジナル製品の受注等につとめてまいります。

平成29年11月に業務提携を締結した株式会社ヤマダ電機とのアライアンスを強化し、同社オリジナルのトイレ販売、同社の店舗内ショールームへの特徴ある洗面化粧台の展示展開、同社グループ企業との協業等により、ビジネスの拡大を目指して参ります。

国際事業におきましては、メインターゲットであるベトナム市場の事業拡大、また、周辺国であるミャンマー・バングラディッシュ・カンボジアなど他のアジア諸国へのトイレセット・温水洗浄便座、給水栓などの販路拡大により、売上拡充を図ってまいります。

B 徹底したコスト削減

昨年8月に実施しました香川事業所への開発・生産部門の移転・集約により、生産・物流・管理費のコスト削減を進めてまいります。

また海外(中国、韓国、台湾、ベトナム、タイ)の豊富なネットワークを活用し、高品質で価格競争力のある調達網の強化「新規サプライヤーの開拓」に努め、仕入コストを削減させる活動を継続して参ります。

更にベトナム工場の本格稼働による価格競争力のある人工大理石の製品化にも努め、原価の削減を図ってまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

A 本ルールの必要性

当社取締役会は、上記1.に記載した基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑制するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、また株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行う前に取るべき手続等を明確かつ具体的に示した現行ルールの継続を決定いたしました。

B 本ルールの合理性

ア 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本ルールは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的とするものです。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しており、企業価値研究会が平成20年6月30日付で発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。また、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程における買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)も遵守しております。

ウ 株主意思を重視するものであること

本ルールの有効期間は、2020年2月に当社が開催する予定の定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本

